

会長談話

本日、当会に所属する会員2名が弁護士法違反容疑で逮捕されたことは誠に遺憾であり、厳粛に受け止めています。

逮捕容疑は、非弁護士との提携禁止規定に違反して事件の周旋を受けたとのことであり、これが事実であるとするれば、同会員らの行為は、弁護士業務に対する信頼を揺るがすものであって、当会としても到底容認できるものではありません。

当会は、市民にとって頼りがいのある弁護士会をめざしているところ、このたびの一部会員の行為により、弁護士と弁護士会全体に対する社会的信頼が傷つけられたことを残念に思います。

当会としては、今後、会員の倫理意識を一層高め、会員一人一人に自覚を求めて、綱紀の保持に努めてまいる所存です。

2008（平成20）年2月8日

大阪弁護士会

会長 山田 庸男